安全共済会ネット加入システム<仮登録(仮加入)>について

2022年9月12日

【1】加入者(名簿)登録手順[代表者]

- 府こ連ホームページ、「トップ」または「安全共済会」のサイドバナー「安全共済会ネット加入システム」をクリック(タップ)する。
 「以後、クリック=タップ]
- 2. 【代表者様用マニュアル】の青色部分【代表者用】新規登録をクリックする。
- 3.「新規加入」クリック ⇒「単位こども会情報追加」を順番に入力する。

①市町村番号5ケタ〔27○○○〕を入力⇒ 所属先市町村名が表示されます。

- ②単位番号4ケタ〔○○○〕を入力⇒ 表示名が正式名称かどうかご確認下さい。事前の登録をしていない市町村は手入力となります。
- ③単位こども会地域の範囲 ⇒ 自こども会が属している範囲を全て入力
- ④代表者個人の郵便番号・住所・電話番号の入力
- ⑤加入期間(全期/後期)〇全期 もしくは 〇後期にチェック
- ⑥代表者の氏名・フリガナ・種別・年齢を入力
 - ※外字などで入力できない場合:常用漢字などで入力する。備考欄にその旨メモ入力しておく。

※々と言う字も半角扱いのため入力不可:例) 佐々木 \rightarrow 佐佐木、美寿々 \rightarrow 美寿寿 ⑦全子連加入有無 〇有り もしくは 〇無しにチェック

※全子連安全共済会に加入するか加入しないかの確認です。

⑧メールアドレス入力 ⇒ 代表者のメールアドレスをご入力下さい。代表者がパソコン やスマホに精通していない場合は代表者代理の方を登録して下さい。

⑨パスワード入力 ⇒ アルファベット大文字小文字および数字を組み合わせて8ケタ~

12ケタで入力する。(忘れないよう、必ずメモ等をしておいて下さい) ⑩最後に「登録」をクリックする。

①「登録内容確認」画面に切り替わり、間違いなければ再度「登録」をクリックする。
 ②登録完了の小窓が表示され、加入者 ID が表示されます。

★注意)この ID 番号5 ケタは必ず記録しておいて下さい。(再表示はされません)

【2】加入者(名簿)登録手順[個人]

1. 代表者の方が引き続き、個人会員の方々を入力する場合

⇒ 代表者ログイン画面より ID および PW を入力して個人の情報を入力する。

- 2. 【個人様用マニュアル】の青色部分【個人用】新規登録をクリックする。
- 3.「新規加入」クリック ⇒「加入手続き」を順番に入力する。

①市町村番号5ケタ〔27○○○〕を入力⇒ 所属先市町村名が表示されます。

- ②単位番号4ケタ〔○○○○〕を入力⇒ 表示名が正式名称かどうかご確認下さい。事前
 - の登録をしていない市町村は手入力となります。
- ③加入期間(全期/後期)〇全期 もしくは 〇後期にチェック
- ④加入者個人の氏名・フリガナ・種別・年齢を入力
- ⑤全子連加入有無 ○有り もしくは ○無しにチェック

※全子連安全共済会に加入するか加入しないかの確認です。

⑥パスワード入力 ⇒ アルファベット大文字小文字および数字を組み合わせて8ケタ~

12ケタで入力する。(忘れないよう、必ずメモ等をしておいて下さい)

※一旦代表者や家族等のPWと同じでも登録できます。(後日、変更しておいて下さい) ⑦最後に「申請」をクリックする。

⑧「申請内容確認」画面に切り替わり、間違いなければ再度「申請」をクリックする。
 ⑨申請完了の小窓が表示され、加入者 ID が表示されます。

★注意)この ID 番号5 ケタは必ず記録しておいて下さい。(再表示はされません) ⑩他の会員も続けて入力する場合は「続けて申請」から同じ要領で入力する。

①注意)4歳未満の幼児を申請する場合は先に保護者情報を入力して、その保護者 ID を幼児情報の「保護者番号」欄に入力する。

【3】年間行事予定表の入力

- 代表者管理画面下側、年間行事予定表欄右端のハンバーガーボタン(メニューボタン)
 をクリックし、右サイドに表示されるメニューから「追加」をクリックする。
- 「年間行事追加」画面より開催予定日・活動名・会場・参加予定人数を入力する。
 ※開催予定日:月日のうち、日が未定の場合、以前は上旬・中旬・下旬を選択できたが、
 システムではできないため、すべて月末日(大の月は31日)を入力する。

- 3. 最後に「登録」で完了する。
- 4. 複数行事の場合、続けて入力する。
- 【4】日常定例活動の入力
- 1. 代表者管理画面下側、日常定例活動欄右端のハンバーガーボタン(メニューボタン)を クリックし、右サイドに表示されるメニューから「追加」をクリックする。
- 2.「日常定例活動追加」画面より定例日・活動内容を入力する。
- 3. 最後に「登録」で完了する。
- 4. 複数活動の場合、続けて入力する。
- 【5】振り込み、その他
- 1. 振り込みについて

今回は仮登録のため操作説明は控えますが、来年度4月1日から5月31日の加入期間 で実際に加入する際は、上記手続き完了後、速やかに振込を行って下さい。

- ★りそな振込依頼書(府こ連HPよりダウンロード)を窓口に持参して手続きをする場合 に限り、振込料はかかりません。
- ★この場合、振込依頼人欄に①市町村番号5ケタ②単位こども会番号4ケタ③単位こど も会名の3つを振込人名称として必ず記入して下さい。(もしどれか1つでも抜けてい る場合、加入システムと入金照合が出来ず、府こ連が手作業となるため、膨大な作業と なり、加入者団体へも大変なご迷惑をお掛けすることになります。)
 - ※現在、システム開発側に自動で番号・こども会名・金額が出力されるように要請中。 但し、りそな銀行窓口以外からの振込に関しては手書きとなり、振込料が発生いた します。
- ★市町村こ連協力費ひとりあたり30円を引かずに振込をして下さい。
- ★市町こ連独自で共済掛金を含めた市町こ連会費を徴収している場合でも、府こ連への 送金額はシステムの都合上、「一定額」しか受け付けないためご容赦願います。
 - 例)全期府こ連加入:@350 円×○○名 全期府こ連+全子連加入:@420 円×○○名※運用方法などを今のうちからご検討ください!1単位こども会毎に振込!

 市こ連・校区・単位こども会等で複数の代表をされている代表者の加入について いずれの場合においても今まで通りの単位番号にて加入手続を行っていただきますが、 ネット加入では、代表者が代表者登録を行うと同時に加入申請の人員に含まれます。 従って、二重加入となりますが、そのまま手続および振込を行ってください。 その後お手数をお掛け致しますが、該当する市町村こ連事務局へ連絡をお願い致します。 市町村こ連事務局にて取りまとめいただいた後に、府こ連へお知らせ下さい。 市町村こ連協力費を返金時に二重加入返金分も含めさせていただきます。

一般財団法人大阪府こども会育成連合会